

大阪市規則第112号

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則（昭和44年大阪市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第3条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第3条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

[別表 別紙 1]

所属名	名称	人員
[同左]		
警防部	[同左]	[同左]
	情報システム担当課長	1
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表 別紙2]

所属名	名称	人員
[略]		
警防部	[略]	[略]
	情報システム担当課長	1
	安全対策担当課長	1
	[略]	[略]
[略]		